

再増加中

義親と縁切る「死後離婚」

すべき人 やめるべき人

義実家との距離感が「頭痛の種」という女性は少なくない。夫と死別した後、その悩みはさらに深くなる。そんな「死後離婚」が近年注目されているが、人間関係同様、「筋道ではないか」ともいえる。

「義理の両親とは反りが合わず、子供の教育方法に口を挟まれたりプライベートに踏み込んでこられるのも本当に嫌で、長年苦々しく思っていました。夫に先立たれたいま、もうがまんする必要はないと思いい、関係を断つことにしました」
 そう語るのは、都内在住のA子さん（59才）。結婚当初から義両親との折り合

「義理の両親とは反りが合わず、子供の教育方法に口を挟まれたりプライベートに踏み込んでこられるのも本当に嫌で、長年苦々しく思っていました。夫に先立たれたいま、もうがまんする必要はないと思いい、関係を断つことにしました」
 そう語るのは、都内在住のA子さん（59才）。結婚当初から義両親との折り合

いが悪かったものの、夫が緩衝材となることで関係が保たれていた。しかし、頼りの夫が胃がんを患い昨年12月に死去。関東近郊に住む義両親は、80才を超えてなお健在だ。A子さんが下したのは、「死後離婚」という決断だった――

死後離婚という言葉自体は、正式な用語ではない。配偶者と死別した後に、本籍地が居住地の役所に「姻族関係終了届」を提出することで、義親や義きょうだ

いとこの関係を終わらせることを意味している。司法書士法人ABC代表の椎葉基史さんが解説する。

「死後離婚の手続きをするのは、圧倒的に女性の方が多いです。大半は、義親との関係が悪いことが理由です。義理の親族の同意や告知の必要もないため、その後、一切の連絡を絶つ人もいます。姻族関係終了届と一緒に、名字を旧姓に戻す「復氏届」を提出するケースが多く、次の人生へのリスタートのように捉えている人もいます」

死後離婚を選ぶ理由として挙げられるのが、義親に対する法的な扶養義務がなくなるからだ。

民法上、扶養義務が生じるのは直系血族や兄弟姉妹のみ。しかし、配偶者の死後も姻族関係が続いていると、家庭裁判所の判断によっては妻側に扶養義務が課せられる可能性がある。

「まだまだ世間には、嫁は義親の面倒をみるものだ」という考えが蔓延っており、夫と死別した女性の足枷になっている面もあります。介護や介護費の負担を求められるのではないかと不安を抱く人もいます。

昔は、結婚というのには「家」と「家」が結びつくものと考えられていましたが、核家族化が進み、いまはもう夫婦同士であっても

墓や納骨堂など別の埋葬先を手配する必要があるなど、新たな対応も必要となる。

さらに、影響は自分だけに留まらない。

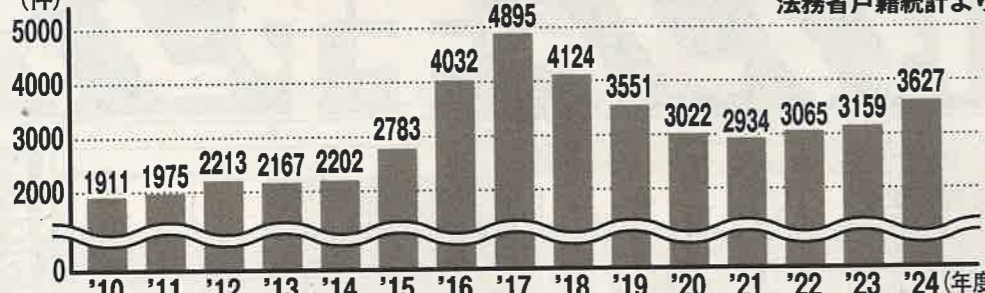
「姻族関係終了届を出して終わるのは、自分と義理の親族の関係のみ。子供と祖父母や親族の関係は変わりません。たとえば、『孫と祖父母の関係』は良好なのに、独断で『死後離婚』したことで、義両親からしたら、嫁に孫を取られた」という感覚になるかもしれないし、子供も悲しむかもしれません。少なくとも自分の子供には相談した方がいいでしょう」（椎葉さん）

何より重要なことは、死後離婚は二度と取り消すことができないことだ。一時の悪感情や勢いで終了届を提出してしまえば、おいおい前述したような落とし穴にハマリかねない。自分には「すべきか」やめるべきか――メリットとデメリットを理解したうえで、慎重に決断した方がいいだろう。

姻族関係終了届

令和 年 月 日 届出
 長 殿
 (フリガナ) 氏
 姻族関係を終了させる人の氏

再び増加する「姻族関係終了届」の届出件数



「個」と「個」の関係であるという感覚が広がっています。個を大切にしたい人にとって、夫が死んだ後に義父母の面倒をみることはできない、と考える女性が増えているのではないのでしょうか」（離婚相談士の岡野あつこさん）

死後離婚が脚光をあびたのは2010年代。上のグラフにあるように、年間2000件ほどだった姻族関係終了届の提出件数は、14年に「あさイチ」（NHK）で取り上げられたことで認知が広がり、17年度には4895件で過去最高に。21年度に2000件台にまで減少したが、そこから3年連続で増加している。

「義父母の介護・扶養はイヤ」死後離婚、年3600件に増加のワケ

5月21日には、日経新聞がそう報じた。

一因として考えられるのが、人口の多い「団塊ジュニア世代」が50代に入り、死亡数が増えていることだ。単純に、夫と死別する女性が増えている一方、平均余命の延びもあって義親が存命というケースが目立ってきた。前出の岡野さんは次のように分析する。

「コロナ禍の間に夫婦関係や自身の人生について見つめ直す女性が増えたことも死後離婚の増加に拍車をかけたのかもしれない。わざわざ役所にまで行って手続きをするくらいですから、これからは自分の人生を自由に生きる」という決意表明のような側面もあるのだと思います」

実際に、死後離婚がトラブル解消につながったケースもある。前出の椎葉さんのもとに寄せられた相談を、プライバシーに配慮したうえで明かす。

「ある会社の後継者候補だったBさんが、50代の若さで亡くなりました。Bさんの父親は社長で、会社を継がせる前提で、計画的にBさんに財産を譲渡していたのです。Bさんが亡くなったことで、彼の財産は妻に相続されました」

しかし、会社を継がせるために譲渡したカネが嫁に渡るのには納得できないと、父親が遺産の返還を求めたんです。本来、父親に相続の権利はないにもかかわらず

「自分も頼れない」
 裏を返せば

死後離婚は配偶者に先立たれた人にとって、一定のメリットがあるようだ。終了届を提出しても、遺族年金の受給は続けられる。しかし、実行に移す前に考慮しなければならないことがある。

前述したように、義親の扶養義務から解放されるが裏を返せば「自分も頼ることができなくなる」ということだ。夫と死別して独身になったことで、何事も自分で対処しなければならなくなる。経済的な援助はもちろんだ、子供の面倒をみてもらう、といった日常的な頼みごとでもなくなる。

義実家の墓の継承や管理といった面倒からも距離を置けるが、自分が亡くなったときに備えて、永代供養

墓や納骨堂など別の埋葬先を手配する必要があるなど、新たな対応も必要となる。

さらに、影響は自分だけに留まらない。

「姻族関係終了届を出して終わるのは、自分と義理の親族の関係のみ。子供と祖父母や親族の関係は変わりません。たとえば、『孫と祖父母の関係』は良好なのに、独断で『死後離婚』したことで、義両親からしたら、嫁に孫を取られた」という感覚になるかもしれないし、子供も悲しむかもしれません。少なくとも自分の子供には相談した方がいいでしょう」（椎葉さん）

何より重要なことは、死後離婚は二度と取り消すことができないことだ。一時の悪感情や勢いで終了届を提出してしまえば、おいおい前述したような落とし穴にハマリかねない。自分には「すべきか」やめるべきか――メリットとデメリットを理解したうえで、慎重に決断した方がいいだろう。

「10年代に話題になった手続きが再び脚光をあびて」

「10年代に話題になった手続きが再び脚光をあびて」

「10年代に話題になった手続きが再び脚光をあびて」

